

宮行発第 352 号
平成26年11月25日

会員各位

宮城県行政書士会
会長 高橋 靖 祐
(公印省略)

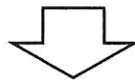
お 知 ら せ

宮城県警察本部交通部交通規制課より、下記のとおり「**車庫証明申請時に貼付する収入証紙の取扱いについて**」の連絡がありましたのでお知らせいたします。

記

「車庫証明申請時に貼付する収入証紙の取扱いについて」

【従 来】 車庫証明申請手数料の収入証紙（2,100円分）と標章交付申請手数料の収入証紙（500円分）を同時に貼付し申請しても可。



【変更後】 今後は、車庫証明申請手数料の収入証紙（2,100円分）のみ貼付して申請し、標章の受け取りの際に標章交付申請手数料の収入証紙（500円分）を再度貼付する。